

仕 様 書

(内容)

第1条 この仕様書は、広島市立安佐市民病院（以下「病院」という。）における臓器等処理業務（以下「本業務」という。）に関する必要事項等について定めるものとする。

2 発注者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃掃法」という。）に基づき、病院内での分娩及び手術等によって排出される胎盤や内臓汚物、肢体等の汚物等の廃棄物（以下「廃棄物」という。）を適切に処理するため、受注者に対し本業務を委託する。

(業務内容)

第2条 受注者は、廃掃法その他関連法令に基づき、契約書等に定めるものもほか、次の各号に掲げる事項に留意し、本業務を実施するものとする。

(1) 収集する期間、回数及び場所

収集する機関、回数及び場所は次に掲げるとおりとする。

ア 収集期間

平成29年4月1日から平成33年3月31日までの期間とする。

イ 収集回数

- ① 原則として毎月1回とし、原則第4火曜日に病院で廃棄物の収集を行うものとする。ただし、回収日が地方独立行政法人広島市立病院機構（以下「病院機構」という。）の休日（土曜日、日曜日、祝日（振替休日を含む。）及び病院機構が定める休日（8月6日、12月29日から12月31日までの日、1月2日、1月3日）をいう。以下同じ。）にあたる場合は、別途発注者と受注者が協議のうえ、具体的な収集日時を決定する。
- ② ①以外で臓器等の収集が必要となった場合は、発注者と受注者とが協議のうえ、決定するものとする。

ウ 収集場所

原則として臨床検査部（病理担当）とする。前記以外で収集する必要がある場合は、発注者は事前に受注者に連絡するものとする。

(2) 収集する廃棄物

収集する廃棄物は、以下に挙げる医療廃棄物で血液、体液等が付着していないものとする。また、1年度あたりの数量は、次に掲げるとおりである。ただし、患者の増減その他の理由により、変動することがあることに留意すること。

種類	数量	
臓器	362kg	
胎盤	286kg	
四肢等	1個当たり2kgまで	4kg
	2kg単位ごと	4kg

(3) その他留意事項

その他の留意事項は次のとおりとする。

ア 受注者は、臓器等が人体の一部であることから、直接火葬場に運搬し、適正に焼却処理

を行うこと。

イ 受注者は、廃棄物の収集に際しては、発注者が発行する臓器処分依頼書（以下「依頼書」という。）により、発注者の立会いのもとで廃棄物の種類・数量・内容の確認をして引き取ること。また、臓器処分依頼書については、第3条第2項に定める仕様に基づき、運用すること。

ウ 業務実施にあたっては、当該廃棄物を取り扱ったことのある者及びその作業内容について必要な知識及び技能を有する者が実施するものとする。また、法令により業務を行う者の資格が定められている場合は、当該資格を有する者が業務を行うこと。

エ 前項に該当する従業員の有無に関わらず、業務実施にあたっては、業務に従事する従業員名簿を予め発注者に提出しなければならない。現場責任者及び従業員に変更があった時も同様とする。

オ 各年度3月分の業務にあつては、当該年度3月31日までに焼却処理を完了しておくこと。

（実施報告書等）

第3条 広島市立病院機構委託契約約款（複数年契約用）第12条に定める委託業務実施報告書は、依頼書（原本及び控え）及び月間の業務実施報告書（以下「報告書」という。）とする。

2 発注者及び受注者は、収集時の廃棄物の確認が完了した際に、第1項に定める依頼書2部に押印し、発注者が依頼書の控えを、受注者が原本を各自で保管するものとする。

3 受注者は、報告書を翌月の10日（ただし、3月については、3月31日）までに提出して、発注者の確認を受けなければならない。報告書は、発注者が指定した様式又は予め発注者の了承を得た様式を使用するものとする。なお、これらの資料の作成にかかる費用は全て発注者の負担とする。

（費用負担）

第4条 業務実施に必要な経費（臓器等の引渡しから処理に関する一切の費用）は、全て受注者の負担とする。ただし、発注者が認める経費については発注者が負担するものとする。

（その他）

第5条 業務実施にあたり、この仕様書に疑義が生じた場合、又は定めのない事項については、発注者と受注者が協議のうえ決定する。